

平成28年第5回太子町議会定例会（第464回町議会）会議録（第4日）

平成28年9月26日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第46号 姫路市の道路認定に関する承諾について  
(以上1件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 3 議案第48号 太子町長等倫理条例の制定について
- 4 議案第49号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(以上2件、総務常任委員会委員長報告)
- 5 議案第50号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第51号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第52号 太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について  
(以上3件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 8 認定第1号 平成27年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について  
(平成27年度一般会計決算委員会委員長報告)
- 9 認定第2号 平成27年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 10 認定第3号 平成27年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 11 認定第4号 平成27年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 12 認定第5号 平成27年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 13 認定第6号 平成27年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 14 認定第7号 平成27年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について  
(以上2件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 15 請願第5号 戦争法廃止、立憲主義を守るに関する国会及び政府に対する意見書採択の請願について  
(以上1件、総務常任委員会委員長報告)
- 16 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第46号 姫路市の道路認定に関する承諾について  
(以上1件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 3 議案第48号 太子町長等倫理条例の制定について
- 4 議案第49号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(以上2件、総務常任委員会委員長報告)
- 5 議案第50号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第51号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第52号 太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について  
(以上3件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 8 認定第1号 平成27年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について

(平成27年度一般会計決算委員会委員長報告)

- 9 認定第2号 平成27年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
10 認定第3号 平成27年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
11 認定第4号 平成27年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
12 認定第5号 平成27年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)  
13 認定第6号 平成27年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
14 認定第7号 平成27年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について  
(以上2件、経済建設常任委員会委員長報告)  
15 請願第5号 戦争法廃止、立憲主義を守るに関する国会及び政府に対する意見書採択の請願  
について  
(以上1件、総務常任委員会委員長報告)  
16 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

**会議に出席した議員**

1番	吉田正之	2番	長谷川正信
3番	玉田正典	4番	中藪清志
5番	堀卓史	6番	藤澤元之介
7番	首藤佳隆	8番	福井輝昭
9番	森田眞一	10番	平田孝義
11番	吉田日出夫	12番	井川芳昭
13番	井村淳子	14番	橋本恭子
15番	中島貞次	16番	清原良典

**会議に欠席した議員**

なし

**会議に出席した事務局職員**

局長	岡田俊彦	書記	森文彰
書記	清水美紀		

**説明のため出席した者の職氏名**

町長	服部千秋	教育長	寺田寛文
総務部長	堀恭一	生活福祉部長	三輪元昭
経済建設部長	八幡充治	教育次長	木村和義
財政課長	森川勝		

---

(開議 午前10時00分)

○議長(清原良典) 皆さんおはようございます。

平成28年第5回太子町議会定例会第4日目におそろいで御出席をいただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第5回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

～～

**日程第1 諸般の報告**

○議長（清原良典） 日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成28年度7月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

～～

**日程第2 議案第46号 姫路市の道路認定に関する承諾について**

○議長（清原良典） 日程第2、議案第46号姫路市の道路認定に関する承諾についてを議題とします。

本案については、所管の経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長玉田正典議員。

○玉田正典議員 それでは、報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

審査した事件。議案番号、議案第46号。付託年月日、平成28年9月6日。件名、姫路市の道路認定に関する承諾について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

審査年月日。平成28年9月8日（木）午前10時から午後0時2分。

審査経過及び結果。

審査経過。まちづくり課立ち会いのもと現場確認を行い、その後質疑を行った。

主な質疑答弁。

今後、道路を管理していく上での問題点はあるかとの質疑に、維持管理も含め、事務的にも特に問題はないとの答弁であった。

審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上です。

○議長（清原良典） 以上で経済建設常任委員会委員長玉田正典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（清原良典） 全員賛成です。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決され



1、審査した事件。議案番号、議案第49号。付託年月日、平成28年9月6日。件名、太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきでないもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年9月9日（金）午前10時から午後2時57分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①町長の給与は附則によって平成28年8月5日まで20%削減であり、6日以降はもとに戻るが、改めて改正条例の議案を出す必要はあるのかとの質疑に、平成25年の太子町行財政審議会において、太子町特別職の職員の給与について町長が15%、副町長が10%、教育長が8%とそれぞれ減額との答申がなされており、前町長は選挙公約を尊重して20%減額になった流れがあるが、答申は今も生きている状況のため、今回はそれに基づいて行うものであるとの説明があった。

②当時の答申に従って15%削減だが、それ以上の削減をやろうという気持ちはないかとの町長への質疑に、私はそのように考えていないし、公約でもそういうことは一切言っていない。とにかく精いっぱい仕事をやってお応えするのが私の務めだと思っているとの説明があった。

(2)審査結果は、賛成少数により可決すべきでないものと決した。賛成、井川副委員長、吉田正之委員。反対、中島委員、森田委員、首藤委員。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（清原良典） 以上で総務常任委員会委員長平田孝義議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第48号太子町長等倫理条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 それでは、反対討論を述べさせていただきます。

私は3つのことで反対します。

町長の選挙公約で9月定例会で議案を提案され、早く結論を出したい気持ちはわかりますが、1点目、反対する理由としまして、特別職に関する条例ということですが、町長、副町長、それから教育長に関するものでありますが、今副町長は不在であります。不在のため、今出す必要はないかと考えております。

それから2点目、本会議でも言われたかなと思いますが、太子町のこの倫理条例を出されるときに姫路市のものを参考にして条例をつくられたようですが、姫路市は条例をつくるに当たって1年かけて調査研究をしております。今、2カ月ぐらいで出されるのは早い。時間をかけて太子町に合った条例を作成すべきと考えます。

3点目については、ある新聞社の取材ではありますが、兵庫県下41市町のうち、職員の倫理をめぐる条例制定状況は、1、職員倫理条例としては、姫路市、加古川市、宝塚市、三木市、三田

市、稲美町、播磨町で7市町です。それから、（聴取不能）に関しては、コンプライアンス条例などは神戸市、明石市、篠山市、宍粟市、4市になっております。それで、ちょっと本会議や委員会でも出たかと思いますが、利害関係者との飲食など具体的な関係を禁止したり注意喚起しているところはありません。条例の有無に関係なく、各自治体が規則や通達などは実施しています。あくまで、条例をつくったからといって、意識の問題もあるかと思いますが、それで、豊岡市が言っているように、どこからかの——若い人であったり、知人であったり、利害関係者のやりとりになることもあるかと思いますが、本人の自制に委ねるしかないこともあります。公私の線引きが難しいと思いますので、3点に関して私は反対討論いたします。

○議長（清原良典） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 今回の倫理条例については、町長は町民から負託を受けたものであり、何においても信頼において疑いの行為を行ってはならないのは当然であります。ただ、前回の新庁舎建設に対し、入札前に契約業者と飲食を何もなかったにもかかわらず、住民からすれば不信感を抱いたことは事実であります。本来のこの条例がなくても正すべきことは当然のことですが、これから町民から支持を受けた町長、副町長、教育長については、町民の疑惑を招くことのないよう、信頼される町政を進める上において、健全なる発展に寄与される、このようなことに対し、心を引き締め町政を行っていただくためにも、必要に応じた倫理条例は賛成すべきと思ひ、私はこの条例に対して賛成といたします。

○議長（清原良典） 次に、原案反対の方の発言を許します。

福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 それでは、反対討論をさせていただきます。

私は、町長というのは、町民とともに語り、泣き、笑い、手を携えながら町政に当たる、常に町民とともにあるのが町長であると考えております。このたび上程された倫理条例は、ただいま私が申し上げたことにおいて、町民との間に壁をつくるがごときの感を抱かざるを得ません。この条例が制定されて、町長、副町長、教育長——以下町長らと申しますが、1つ1つ事に当たるに際して、これは条例に抵触するのか否か、これはどうか。また、町民や業界関係の会合、懇親会等、責任ある立場の町長らは職務上広範囲に出席を要請されていると思ひます。そうした会合等において、内容次第では、ああ、条例にこうあるから、出席は差し控えるなどということになりはしないか。がしかし、条例が一旦制定されれば、いやが応にも遵守しなければなりません。過剰に反応するか。その逆に、大丈夫なはずが審査会にかけられることになった等になりはしないか。これは行政執行、町政伸展、また最も大切な町民との融和にどのような影響を及ぼすのでしょうか。

倫理条例の提案説明で総務部長は、倫理に関することは本来は自身が律すべきものと言われたことについては全く同意同感であります。それに尽きます。責任ある立場にある者は常にそれを意識して行動すべきであることはもう疑う余地はありません。それでも、一般的な常識に照らして疑問ある行為については、みずから釈明するなど、その責任を果たさなければならないことは言うまでもありません。それは、条例があるとかないとかにかかわらず、責任ある立場である者のあるべき姿です。上程された倫理条例が制定されれば、みずから率先して遵守しなければなりません。かつてに経験したことのない条例にどう向き合うのか。以前から倫理条例のある自治体、県下でも少数です。そうした自治体は、1つ1つの積み重ねで何が是か非かを見きわめていく中において、その自治体の倫理条例の求めるものをつくりつつあるというのが実情ではないかと思ひます。

一口に倫理と申しますが、具体的に倫理とはどういうものなのかを問われれば、さてどう答えますか。何が是で、何が非なのか。倫理という言葉、その持つ意味は海より深いのかもかもしれません。また、県下でも倫理条例の設置団体が少数なのは、このあたりの事情によるのかもかもしれません。が、一たび——先ほど申し上げましたが——制定されれば遵守しなければなりません。町長職の責務の広さ、重さ、その職責を果たすこと、このこともこの条例が密にかかわってまいります。副町長、教育長においても同様です。町民のため、町政伸展のためと信じて行った行為も、条例に照らして見れば疑問を抱かざるを得ない部分もあるかもしれない。また、審査会にかけられることもないとは誰も言えないでしょう。結局は、この条例にある町長、副町長、教育長はそのことを背負いつつ職責を果たしていくこととなります。初めのほうで申しましたが、事に当たるのに一々条例に聞くんですかと申し上げたのは、このことなんです。

行政の沈滞、停滞は決して許されません。私は、町民のため、町政伸展のために、責任ある立場の方々が生懸命その職務に打ち込む、そのために要らぬ思いを、そういった思いをさせたくはありません。今後そういう立場になられる方のためにも、この倫理条例には反対申し上げます。

以上です。

○議長（清原良典） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 次に、原案反対の方の発言を許します。

吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 それでは、倫理条例に関する反対討論をさせていただきます。

倫理条例を制定すること自体は反対はしませんが、内容が余りにも町長のパフォーマンス的であり、仏つくって魂入れず的なものがあるため、以下の理由で反対をいたします。

まず1点目は、町長は私を信用してくださいと委員会では答弁していますが、町長を私は信じます。信じると倫理条例で何も町長を拘束する必要はないのではないのでしょうか。それとも、副町長や教育長が信用できないから制定するのでしょうか。

また、倫理とは何か。倫理を戦前の倫理教育を連想する人もいると思います。しかし、倫理とは、守れば幸せになり、外れればきっと不幸になるというものです。具体的には、明朗、朗らか、愛和、仲よく、喜働、喜んで働く、いま一つは純情、素直であります。このようなものを法律で拘束する自体に問題があると思います。

このような条例を制定するよりも、李下に冠を正さず、こういうことで町長自身が疑いを持たれるようなことはいたしませんと宣言していただくことだけで十分と思います。

2点目は、条例の対象者が町長、副町長、教育長に限定されています。3親等の親族までとは言いませんが、せめて配偶者並びに同居の親族まで含めるべきでしょう。この範囲であれば、本人の管理の範囲だと思います。この範囲を管理監督できないのであれば、倫理など守れるはずはないでしょう。

かつて歴史の中で、松代藩財政立て直しを命じられた恩田木工は妻に離縁を申しつけました。私は倫理観を持って藩財政の立て直しをする。それには自分自身の身を律しなければならない。しかし、妻や使用人までにそれを押しつけることはできないので離縁すると言ったそうです。妻や使用人たちは驚き、私たちも倫理観を持って仕事につきますので、離縁や解雇だけはしないでくださいと言われたため離縁などをせず、見事財政立て直し役を果たしたと記録にはあります。町長にそのぐらいの覚悟があるならば、それだけで十分と思います。それとも、覚悟はないのでしょうか。

3点目、委員会のメンバーが3名となっております。総務部長の答弁で、専門家のみで構成するので、対象者が少ないため、人選がしにくいと答弁されています。しかし、最近では裁判においても、裁判員として全く法律に対する素人が入って判断をしています。まして倫理となると、法律論争よりも一般の常識的判断が求められるのではないのでしょうか。専門家は、どうしても法律の限界をもって判断基準にします。専門家だけで委員メンバーを構成するのでは判断が偏る危険性もあり、反対をします。むしろ素人ばかりのほうが倫理に関しては正しい判断をすと思いません。委員のメンバーには、議員、自治会長、各種団体の役員などを除いた、一般の人のほうがふさわしいと思います。よって、メンバーの数を増やすことと、専門家を入れるのであれば極力人数を少なくすることが必要と考えます。そうでないと、少ない人数の専門家のみであれば御用機関となるおそれもあります。

以上のとおり、この倫理条例については多くの欠陥があり、これらの欠陥が是正されない限り、私は反対といたします。

○議長（清原良典） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 次に、原案反対の方の発言を許します。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 今提出されました太子町長等倫理条例の制定について反対討論させていただきます。

まず、この倫理観、倫理と申しますのは、各個人によって、それまで生まれ育った環境等によりまして倫理観の違いは当然出てくるわけです。今回、町長、副町長、教育長と限定はされておりますが、その三者になっても、それぞれの生活の中で、生まれてきた環境等々によって善悪の違い、基準等、それからその人の生活の背後にある思想性、宗教性によりまして、善悪の基準とか当然異なる部分が微妙にあるわけで、それは各個人の倫理観の違いにも出てくるわけです。その辺の三者のすり合わせをやっぱり丁寧にしていかないと、今後のスタートとなる1つ模範になるわけですから、その辺三者できっちり細かいところまである程度すり合わせをする必要があったのではないかと。委員会等ではその辺が余りなかったように見受けられました。そして、現在副町長が不在であります。副町長も対象に含めたこの倫理条例ですんで、やはり特別職三者がそろった段階でも遅くなかったのではないかと。その三者によって、それぞれこの倫理条例について細かい部分についてきっちりすり合わせをした段階で出しても遅くはなかったのではないかと考えます。

当然、倫理は人の道とも言われますし、この倫理条例によって縛られる可能性があるとは私は考えてます。この倫理条例で縛られることによって危惧するのは、政治の中に人間性が欠如するのではないかと、そういう点を危惧します。余りにも倫理に縛られますと、人間との触れ合い、それから町民とある一定の壁をつくってみたりとか、そういう点をやっぱり心配しますので、その辺もう少しきっちりすり合わせをしながら人間性豊かな倫理条例というものをつくっていただきたいと思しますので、今回は反対とさせていただきます。

○議長（清原良典） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 これについては皆さんいろいろと御発言されて、いろんな思いがあるでしょうが、私の見解ですが、前町長の業者との飲食に絡んでのこういった倫理条例の制定ということで、私は、内容的には、これはいろいろと委員会等々でも言いましたが、不備があるかもしれません。私、仕事をやってる中で、今まではこうやってきたんやと、そういうことよく言われま



す。でも、今までのことに関していろいろと困っておられる方がおられることも事実であって、私はよく言います、今までないものはつくればええと、ないものはつくっていかんしょうがないと。倫理にしてもそうです。いろいろと、それは先ほども話ありました。育ちの問題で倫理観が違くて話もありました。でも、ないものはつくっていかんしょうがない。こういった考えは私はいつも賛成しておるんです。町長におかれましても、こういったことをつくるのは、いろいろとそういった業者とのお誘い等々が今後あるんだろうなという懸念もあって、またそういった業者についても、以前町長の絡みの話の中で、やっぱりやめていかなあかんという思いがあって、こういうものをつくっていくという趣旨もあったんだと思います。これをつくっていると、そういったことはやはり安易に断れると、もっと慎重になってできるということでの制定やと私は理解しております。そういったことで、悪いところがあれば、また条例改正すればいいと私は思っております。つくることには賛成しております。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（清原良典） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいですか。

（賛成多数）

○議長（清原良典） 賛成多数です。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第49号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 次に、原案反対の方の発言を許します。

森田眞一議員。

○森田眞一議員 この議案第49号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対討論を行います。

この条例改正にかかわる特別職のうち副町長、教育長については平成25年度開催の太子町行財政審議会の答申に基づいて減額措置がなされ、現在も継続中であるため、その改正する内容は町長ただ1人の限られたものであります。ですから、町長にとって、この条例改正は誰に遠慮する

こともなく、また周りへの影響をそれほど気にすることなく、これからの町の行財政運営の姿勢を示される絶好の機会であります。町長には選挙中に述べられた太子町の諸課題の解決に向けて大いに頑張ってもらいたいと思いますが、それには今後大きな財政的負担を覚悟しなければなりません。そして、町民の理解も求めていかなければなりません。この際、審議会答申の15%にとらわれず、30%、いや、50%の減額を提案され、その意気込みを町民の皆さんに示されるべきではないかと思えます。よって、町長のこれからの行財政運営の意気込みを示していただくために再考を期待し、この案に反対をいたします。

○議長（清原良典） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 次に、原案反対の方の発言を許します。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 今回提出されました議案第49号について討論させていただきます。

10月1日から町長15%、副町長10%、教育長8%減、答申のとおり行うということではあります。前町長におかれましては、選挙公約の中で20%給与カットを訴えて、そのとおりされてきたわけです。その間、医療費の無料化、3歳児とか就学前とかをなし遂げていったと。今回、服部町長におかれましては、福祉医療費におきまして中学3年生まで医療費の完全無料化を条例も出しておられます。そのためには4,000万円を超えるような町税の確保がどうしても必要になってくると。今後のいろんな諸課題を考えますと、どうしても町税、いわゆる財源の確保が必要な状況は目に見えております。その中で、厳しい財政状況ではありますが、何とかやっつけていこうということで、そこで町長自身にやはり自分自身の身を切るような決意、覚悟が必要ではないかなと考えております。よその市町におきましても、例えば先ほど提案がありましたように20%以上の給与カット、あるいはいわゆる期末手当の返上とか、いろんなことをされた各首長さんもおられます。そういう意味で、非常に厳しい財政状況であるがゆえに、町長みずから先頭に立って15%からさらに20%以上の給与カットというのが必要なのではないかと。ただ、この条例が否決されたらまた100%戻っちゃうわけですが、その場合にもやはり今後の決意を示していただきたいなという思いで、あえて反対討論とさせていただきます。

○議長（清原良典） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） ないようですので、これで討論を終わります。

暫時休憩します。

（休憩 午前10時42分）

（再開 午前10時43分）

○議長（清原良典） それでは、再開します。

これから議案第49号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長報告は否決です。よってこの際、原案についてお諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいですか。

（賛成多数）

○議長（清原良典） 賛成多数です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第50号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第51号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第52号 太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（清原良典） 日程第5、議案第50号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第7、議案第52号太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案3件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第50号。付託年月日、平成28年9月6日。件名、太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年9月7日（水）午前10時から午後2時55分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により次のことを確認した。

①現在、こども医療費の助成を実施している市町村に対して、国民健康保険国庫負担分を減額する措置が実施されているが、政府が少子化対策を推進する中で、地方自治体の取り組みを支援する観点から、早急にこの減額措置について見直すべきであるとの意見が厚生労働省の制度検討会で出たとのこと。町としては、減額措置の見直しを期待するが、現状としては町単独事業として毎年予算が必要となるため、財源を確保し、子育て支援の充実に努めたいとのこと。

②本条例の制定には新たに約4,000万円の財源が必要であるが、予算査定において事業の取捨選択をし、最優先で予算確保していくとのこと。

③医療費無料の対象年齢を高校3年生までに拡大すると、人数換算でさらに年間約3,000万円弱が必要となる見込みである。県内でも既に実施済みの市があるが、本町においては、まずは中学3年生までの医療費無料化を確実に行っていきたいとのこと。

④本条例については、町民の利益につながるため、準備が整い次第、できる限り早く実施したいが、システム改修に約5カ月必要なことから、施行日が平成29年4月1日となっているとのこと。

⑤医療費が無料になることで安易に受診する人が増える懸念があるため、さわやか健康課や教育委員会と連携し、町全体で健康教育をしっかりと行っていく必要があると考えているとのこと。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

次に、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第51号。付託年月日、平成28年9月6日。件名、太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年9月7日（水）午前10時から午後2時55分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により次のことを確認した。

①要保護世帯の利用者負担額を算定する基準となる市町村民税所得割課税額について、年収に置きかえると年収360万円未満の世帯となる。また、教育認定子供と保育認定子供とでは、同じ年収額でも夫婦ともに給与所得控除が適用される保育認定子供のほうが所得割課税額が低くなること。

②要保護世帯等の軽減措置の拡充の対象世帯数は、保育所部分では8世帯、軽減額の見込み額が約120万円、多子世帯の軽減措置の拡充の対象世帯数は44世帯、軽減額の見込み額が約400万円程度と試算していること。

③義務教育学校とは、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う小中一貫校を制度化する改正学校教育法が定められたことに伴い、新たな学校の種類として規定されたものであること。

④今回の改正は平成28年4月に遡及して適用するため、既に保育料を納付されている方については過納付分の還付手続を行う。来年度より入所される家庭については、広報やホームページ、また保育所入所募集要項にて説明すること。なお、既に卒園されている方や転出者等についても遡及して還付の手続を行うこと。

⑤改正条例第2条は、子ども・子育て会議で受けた答申により平成29年度分の保育料を引き上げるための改正及び児童福祉法の改正が平成29年4月1日に施行されることに伴う文言修正による改正であるため、第2条のみ施行日を平成29年4月1日としていること。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

次に、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第52号。付託年月日、平成28年9月6日。件名、太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年9月7日（水）午前10時から午後2時55分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により次のことを確認した。

①学校創立記念日が開園日になることで指導員の年間勤務日数が1日増えるが、勤務体制についてはローテーションで対応できるとのこと。今年度試行を行ったところ特に問題はなかったこと。

②各小学校の学校創立記念日は、龍田小学校が6月1日、斑鳩小学校及び石海小学校が7月1日、太田小学校が10月1日であること。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上3件、御審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（清原良典） 以上で福祉文教常任委員会委員長藤澤元之介議員の報告は終わりました。これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第50号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(清原良典) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(清原良典) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 こども医療費の完全無料化については、これまで私、5年間の長きにわたってお願いしてまいりました。それが今回いろいろと大変な折にこの医療費無料化ということに対して議案が上がってきたということは、私はこれに賛成するものであります。

ただ、先ほどから財政的な面をよく言われておる意見もあったのですが、確かに財政は緊迫しております。それもいろいろと、先の新庁舎建設に対する問題のツケが残った中でのことだと思います。

そこで、こども医療については、西播地域では太子町以外で全てこれは実施をされております。今回、所得制限をなくし、取り組んでいくということは、本当に町長としてはいろいろな思いからだと思います。何よりも未来に向けた少子対策、貧困対策に必ず結びつくものと考えます。心身の成長期にある子供たちに受診抑制が発生しない、どの家庭に生まれても必要な医療が受けられるようにするということが、太子町としてこれまでにない大きな前進であると考えます。

今や全国的に高校卒業まで医療費完全無料化が実施されようとする運びの中で、各県においては高校卒業までの医療費無料化も実現した県もございます。財政的に確かに苦しい中、この議案が通れば当然来年の4月まで各課において大変な削減を強いられるということもございまして、これからの未来を背負う太子町の子供たちのためにも、どうしてもこの医療費無料化ということに対して私は賛成討論とさせていただきます。

○議長(清原良典) 次に、原案反対の方の発言を許します。

吉田正之議員。

○吉田正之議員 あえて、この条例に反対をさせていただきます。

本条例については、私もできれば、お母さん方の顔を見てれば、やりたいと思いますが、ただ今回は太子町の財政状況を知らずして制定するものです。長期財政状況を確認してから制定しても決して遅くありません。よって、以下の理由から反対します。

まず第1、水道会計の決算において退職給与引当金、これは貸借対照表の負債の部に上がります。6,914万9,852円で計上されてます。水道事業者は8人だそうです。ところで、この注記、その決算書のとこに注記がありますが、その注記に退職給与引当金、職員の退職支給に備えて、当年度の期末要支給額に相当する金額を計上してる。当事業所は退職給与手当組合に加入しており、退職者には同組合が手当を支払っていると、こうあるんです。これ会計上極めておかしい処理なんです。これは掛金と整合性がとれないんで確認をしましたところ、この退職組合は既に資金がほとんどなく、退職者が出た場合には退職金を支払わなければいけないんですけども、水

道事業者から退職金の負担金をもらって、それからその組合に行って、組合から本人に退職金を支払うということになってるそうです。そのため引当金であると回答した。この組合には太子町の職員全てが対象になってます。そうすると、1人当たり870万円で約200名ですと、これは何と17億6,000万円、これだけの隠れた借金があると、会計上はそうなります。これはもうまさに隠れた借金ですので、決算において。ただ、財政課長等にも確認しましたが、決算においては法的には何ら問題はないので、このような表現をしてもこれは何ら問題はないわけですけども、今後の太子町の財政を危うくする以外の何物でもありません。このようになったのも、いち早く複式簿記による貸借対照表を導入しないため、隠れた借金が法的に全く問題とならないということですよ。太子町のバランスシートは一体どのようになってるのでしょうか。まず、これらを明らかにして、長期的に見ても財政は健全ですと確認できる状態にしてからでも条例改正は遅くないと思います。現に平成28年度決算では貸借対照表が出てきます。それにより今後必要資金と財政収支を見きわめていくことが必要でしょう。全くそのような計算をせずに、やみくもに4,000万円の支出を決めるということは、いずれ借金をして、その借金を子供にツケを回すということになるんじゃないかと思います。まさに現在の国家財政と同じことになり、ひどい場合には夕張市と同じようになるかもわかりません。これは複式簿記による貸借対照表がないからです。余りにも拙速です。町長の公約はわかりませんが、この公約実現に、子供たちにツケを回すようになるかもしれないことを隠して、人気取りのための政策はぜひやめていただきたいと思います。よって反対いたします。

以上です。

○議長（清原良典） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいですか。

（賛成多数）

○議長（清原良典） 賛成多数です。したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第51号太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいですか。

(賛成多数)

○議長(清原良典) 賛成多数です。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第52号太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(清原良典) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(清原良典) 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(清原良典) 全員賛成です。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第8 認定第1号 平成27年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長(清原良典) 日程第8、認定第1号平成27年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、平成27年度一般会計決算委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

平成27年度一般会計決算委員会委員長井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 委員会審査報告書を読み上げまして報告といたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第1号。付託年月日、平成28年9月6日。件名、平成27年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年9月12日(月)午前10時から午後5時1分、平成28年9月13日(火)午前10時から午後4時51分、平成28年9月14日(水)午前10時から午後4時59分、平成28年9月15日(木)午前10時から午後2時33分。

3、審査経過及び結果。

1)審査経過については、別紙のとおり。

2) 審査結果は、全員賛成で認定すべきものと決した。

3) 会議録は、後日希望者に配付する。

平成27年度一般会計決算委員会審査報告書。

1、審査に当たって。

(1) 付託案件の平成27年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についての審査に当たっては、審査上必要な資料を事前に確認し、資料の提出を求め、慎重に審査した。

(2) 補助説明員に課長、副課長、施設長、一部の係長の出席を認め、必要な説明を求めた。

(3) 審査の前に各課長から決算年度における効果と反省点並びに今後の課題と取り組み等について補足説明を求め、その説明を含めて審査した。

(4) 平成27年度一般会計決算委員会の中で審査した意見、指摘等については、真摯に受けとめ、今後の行財政の運営にできる限り反映すること。

2、審査経過。審査の詳しい経過等は、委員会会議録による。

行財政運営の基本姿勢として、自治体の行財政は、「入をはかり、出を制する」を基本に、最少の経費で最大の効果を上げ、健全財政の確立と住民福祉の向上に努めなければならない。全職員が入をはかって出を制する立場を理解し、あわせて財務規則第5条の「予算の執行及びその他財務に関する事務を処理する職員は、法令、条例、契約及びこの規則に準拠し、かつ予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、歳入の確保及び歳出を適正に執行する責を負わなければならない。」の遵守を徹底されたい。

本会議及び委員会の質疑を通じて次のことを審査意見とする。

3、審査意見。

歳入について。

1、収納率の向上を図るため、納税者の実態や景気の動向に注視し、収入未済と不納欠損が減少するよう効果的な手段を講ずること。

2、国・県補助金並びに自主財源の確保に努めること。

歳出について。

(1) 各款共通事項について。

1、健全財政に努めつつ、住民ニーズに適切に応える予算執行に努めること。

2、光熱水費の節約は、効率的な機器を用いてランニングコストを抑えること。

3、契約等の発注は、安易に特命随意契約とせず、複数業者での比較検討を基本とすること。

4、負担金、補助金、交付金、委託料の目的、効果等を精査し、効果が期待できないものは整理すること。

5、小規模工事登録制度への取り組みを検証すること。

6、将来、公共物を建設する際は、しっかりと調査し、自然災害等の影響も考慮し、検討すること。

(2) 各款の決算について。

①総務費。1、自転車事故が多発していることから、交通マナーの向上、自転車保険への加入促進等普及啓発に努めること。2、無料町民法律相談は、より住民が安心できる相談になるよう努めること。3、コンビニ交付等、住民サービス向上に係る情報の周知を徹底すること。4、住民の奉仕者として接遇研修等を進んで行き、職員の能力向上に努めること。

②民生費。1、民生委員の業務量に応じた人員、人材を確保し、民生協力員の待遇改善に努めること。2、つくも荘の安全性に留意しながら今後の運営方法を速やかに検討すること。3、子育て学習センター「のびすく」の場所を早期に決定すること。



③衛生費。1、揖龍保健衛生施設事務組合に対し、当町のごみ運搬業務については、特命随意契約ではなく一般競争入札を実施し、効率化、削減を図るよう働きかけること。2、各種健診の受診率を高め、早期発見、早期治療に努めること。

④労働費。1、就労相談は、さらなる充実に努めること。

⑤農林水産業費。1、有害鳥獣対策は、国・県と連携し、駆除対策に努めること。2、里山山林整備事業を促進し、里山の保全に努めること。3、地籍調査において目標を設定し、早期の推進に努めること。4、農業の担い手育成に努め、その受け皿となる特産品の販路拡大に努めること。

⑥商工費。1、商工業及び観光の発展と活性化に向け、商工会並びに観光協会との連携強化に努めること。2、町のホームページトップ等で観光PRを行い、町外に向けて発信すること。

⑦土木費。1、通学路のグリーンベルトは、子供の安心安全のために推進すること。2、住宅耐震診断や住宅耐震改修等、住民の安全を守るために事業の促進に努めること。3、町道及び生活道路の適正な維持管理と安全対策に努めること。

⑧消防費。1、消防団員の確保に努めること。2、消防施設の充実を図り、防災資機材の点検や修繕には万全を尽くすこと。

⑨教育費。1、子供の安心安全の確保に今後も努力すること。2、地域交流館や図書館の共有スペースにおいて利用のあり方を検討すること。

⑩公債費。1、将来負担比率等の指標に注意しながら財政運営を行うこと。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（清原良典） 以上で平成27年度一般会計決算委員会委員長井川芳昭議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 討論なしと認めます。

これから認定第1号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいですか。

（賛成多数）

○議長（清原良典） 賛成多数です。したがって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

~~~~~

日程第 9 認定第 2 号 平成 2 7 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 0 認定第 3 号 平成 2 7 年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 1 認定第 4 号 平成 2 7 年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

## の認定について

### 日程第12 認定第5号 平成27年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（清原良典） 日程第9、認定第2号平成27年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第12、認定第5号平成27年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長藤澤元之介議員。

#### ○藤澤元之介議員 委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第2号。付託年月日、平成28年9月6日。件名、平成27年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年9月7日（水）午前10時から午後2時55分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により次のことを確認した。

①徴収率は現年課税分と滞納繰越分で合計71.8%であり、滞納者に対しては面会し、定期的な納付をお願いしている。また、悪質な滞納者に対しては、収税管理室と連携しながら差し押さえ等の滞納処分を行っていくとのこと。

②人口減少に伴い国民健康保険被保険者は減少傾向にあるが、医療費は増加傾向にある。これは高額な薬が保険適用され、薬に係る医療費が増加したことによるものであり、医療費の動向については今後も注意深く見守っていく必要があると考えているとのこと。

③収入未済については、時効成立前に納税相談を実施し、税務課と連携しながら納付誓約、差し押さえ等を行っているとのこと。また、法的に徴収することができないような場合は、不納欠損せざるを得ないこともあり、法律にのっとって適正に対処したいと考えているとのこと。

④国保情報データベース支援システムソフト保守委託料については、国保の療養費を国保連合会や県に月報や年報という形で報告するためのシステムの保守に係る委託料であり、この報告により療養費の2分の1が補助金として国や県から交付されるとのこと。また、国保情報データベース支援システム改修委託料は、法改正により被保険者の負担割合の変更があったため、システムの改修を委託したものであるとのこと。

⑤27年度の特定健診受診率は29.7%で、前年度より1.3%増加し、毎年少しずつではあるが上昇しているとのこと。しかし、県の平均が33.8%であるため、27年度には姫路市医師会にも個別健診を委託するなど、さわやか健康課と連携し、受診率の向上に向けた取り組みを行っているとのこと。

⑥平成30年から県が国民健康保険の財政運営の主体となる予定であり、将来的には、後期高齢者医療保険同様、県内統一の料金形態になっていくのではないかと考えている。しかし、太子町の被保険者が大きな不利益をこうむることがないように、主張すべきことは主張しながら県と協調していきたいと思っているとのこと。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決した。

次に、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第3号。付託年月日、平成28年9月6日。件名、平成27年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年9月7日（水）午前10時から午後2時55分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により次のことを確認した。

①平成27年度の不納欠損は252件、実人数は26名であり、内訳としては、死亡によるものが24名、居所不明が2名あるとのこと。このうち死亡によるものについては本来相続承継させるものであるが、既に時効が成立しているため不納欠損したとのこと。

②調整交付金は、各市町の後期高齢者の加入割合と第1号被保険者の所得分布の状況によって市町村間の保険料基準額の格差を是正するものであり、平成27年度の交付率は0.45%であったとのこと。昨年の0.32%と比べると、わずかではあるが上がっている。

③保険給付費が前年度より1億円程度増えている理由については、給付対象者の増によるものであるとのこと。また、昨年度と比べて歳入歳出ともに増えていることについては、保険給付費の増に伴い、国、県、支払基金からの補助額も増えるためであるとのこと。

④介護予防事業委託料は、「ひまわり健康教室」や「いきいき百歳体操」を実施するに当たり、社会福祉協議会にその活動の支援を委託するための経費であるとのこと。

⑤「いきいき百歳体操」は、平成28年3月末現在49グループで取り組まれており、運動の効果や成果を広報等でPRし、さらに拡大していきたいとのこと。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決した。

続いて、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第4号。付託年月日、平成28年9月6日。件名、平成27年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年9月7日（水）午前10時から午後2時55分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により次のことを確認した。

①団塊の世代が今後国民健康保険等から後期高齢者医療保険へ移行することに伴い後期高齢者医療の受給者が増えることが予測されるため、町としては被保険者の健康寿命を延ばすための啓発活動を地道に行っていく考えであるとのこと。

②後期高齢者医療保険について町が行う業務は、受給者証及び保険料決定通知の送付、保険料の徴収等であり、保険料は県内統一の料金システムにより算定され、後期高齢者医療広域連合において決定されるとのこと。

③後期高齢者医療保険料の収入未済は現年度分として82万363円、33人分であり、このうち21人は既に完納されているとのこと。

④今年度は2年に1回の料金改定の年であり、このたびの改定により均等割額が前回より694円増の4万8,297円に、また所得割については0.47%増の10.17%になったとのこと。保険料の限度額については、前回と変わらず57万円であるとのこと。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決した。

続いて、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第5号。付託年月日、平成28年9月6日。件名、平成27年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年9月7日（水）午前10時から午後2時55分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により次のことを確認した。

①27年度は、新規申し込みが7件、返還が10件あったとのこと。返還の理由としては、墓を承継する予定の子供が嫁いでしまい墓の維持管理ができない。また、転居し、転居先で新たな墓所が見つかった等であるとのこと。

②現在、一般会計からの繰入残高は約3億8,000万円であり、墓所の年間申し込みがゼロ件だった場合、繰り出しが困難になるため、できるだけ多くの方に利用していただけるよう、今後も新聞や広報、ホームページでPRしていくとのこと。

③墓園手数料の収入未済の件数は、現年度分、過年度分合わせて10件であり、27年度中に納付書及び督促状を送付したが、28年3月末までに納付がなかったため、電話連絡や訪問を行い、面会できた方については近日中に納付していただける予定であるとのこと。面会できなかった方については、引き続き訪問し、徴収に努めたいとのこと。

④火葬後納骨するために、以前は墓を建立することが一般的であったが、現在は墓を持たない考えが増えつつあり、町として納骨堂を設けないのかという問い合わせもあるとのこと。納骨堂を設けるなど、墓所のあり方については、近隣市町の動向を見ながら検討していきたいとのこと。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決した。

以上4件、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（清原良典） 以上で福祉文教常任委員会委員長藤澤元之介議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の認定第2号平成27年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(清原良典) 全員賛成です。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、上程中の認定第3号平成27年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(清原良典) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(清原良典) 討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(清原良典) 全員賛成です。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、上程中の認定第4号平成27年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(清原良典) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(清原良典) 討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(清原良典) 全員賛成です。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、上程中の認定第5号平成27年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(清原良典) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(清原良典) 討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいですか。

(賛成多数)

○議長(清原良典) 賛成多数です。したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

~~~~~

日程第13 認定第6号 平成27年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第7号 平成27年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について

○議長(清原良典) 日程第13、認定第6号平成27年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第14、認定第7号平成27年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案2件については、所管の経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長玉田正典議員。

○玉田正典議員 報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した事件。議案番号、認定第6号。付託年月日、平成28年9月6日。件名、平成27年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

審査年月日。平成28年9月8日(木)午前10時から午後0時2分。

審査経過及び結果。

(1)審査経過。

主な質疑答弁。

下水道事業特別会計を複式簿記に変更する計画はあるのかとの質疑に、平成30年度予算から変更する予定をしているとの答弁であった。

揖保川流域下水道建設負担金の内容はその質疑に、揖保川浄化センターの改築に係る費用(総額4億7,500万円余り)を3市1町で案分し、負担している。太子町の負担率は、処理場費が13.1%、管渠費が10.41%であるとの答弁であった。

兵庫西流域下水汚泥処理委託事業負担金の(償還金)、(前年度以前)、(現年度)の内容はその質疑に、(償還金)は、日本下水道事業団が兵庫西スラッジセンターを運営していたころの債務で、平成36年まで返済予定である。(前年度以前)、(現年度)については、建設改良に係る工事費は県が国庫補助金や起債により一時立てかえをして事業者を支払う。(現年度)は、工事費の起債端数分を県及び関連市町の案分により支払う。(前年度以前)は、後年度県が起債の償還を行うわけであるが、この起債償還分を県及び関連市町で支払うとの答弁であった。

前処理場運転管理業務委託料について、生汚泥搬送をした場合、前処理場での作業工程が短縮

され、経費が約1,000万円削減できるとのことだったが、実際はどうかとの質疑に、施設が老朽化し、現在の作業工程を維持するためには今後約10億円の設備投資をする必要があり、現在の作業工程を省き、生污泥搬送することによりイニシャルコストを抑えている。今後、経費削減に向けて努力していくとの答弁であった。

一般会計からの多額の繰入金について今後削減できる見込みはあるのかとの質疑に、短期間で実施した下水道管布設工事に係る起債の元金の償還が減らないことには繰入金を削減できる見込みは立たないとの答弁であった。

下水道使用料の未収金の今後の徴収方法等についてはとの質疑に、水道事業同様、未納世帯の給水停止を行う。また、一度に納付できない方については、分納誓約をとり、徴収していくとの答弁であった。

下水道費過年度負担金の調定額がそのまま収入未済額として計上されている理由はとの質疑に、下水道事業受益者負担金を最後に賦課してから10年が経過している。徴収努力をしてきたが、未収のままである。今後、不納欠損も含めて、適切な事務処理をしていくとの答弁であった。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決した。

同じく委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した事件。議案番号、認定第7号。付託年月日、平成28年9月6日。件名、平成27年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

審査年月日。平成28年9月8日（木）午前10時から午後0時2分。

審査経過及び結果。

(1)審査経過。

主な質疑答弁。

配水施設改良費の老朽管更新工事補助申請書等作成業務について、老朽管の更新をする区域はとの質疑に、太子陸橋東側の配水管の更新工事を行うための補助申請書等作成業務であり、平成28年度に更新工事を行う計画であるとの答弁であった。

飲料水用仮設キャンパス水槽について今後の購入計画等はこの質疑に、基本的には避難所に設置する。また、町外へ給水支援を行う際にも使用していきたい。今後の購入計画については、防災担当課と協議していくとの答弁であった。

太子町水道事業貸借対照表内の退職給付引当金の内容と事務手続について、また上下水道事業所職員の異動があった場合の事務手続はこの質疑に、退職給付引当金については、現在在籍している職員の退職手当支給に備えて必要額を計上している。ただ、職員は退職手当組合に加入しているため、この退職給付引当金については今後研究していく。また、職員が異動した場合には、再計算をして計上しているとの答弁であった。

水道使用料について対前年度比はこの質疑に、4万6,000円と若干減少している。今後、人口減少が予測され、また節水機器の普及が進むことから徐々に減っていくだろうと予測しているとの答弁であった。

料金改定等について今後の考え方はこの質疑に、水道管路更新計画を策定し、起債償還のシミュレーションをしたが、今後10年前後で水道資金が底をつく予想をしている。大災害等に備えて資金を確保していくためにも、料金改定は要検討事項であるとの答弁であった。

老原水源地水源調査業務の調査内容はとの質疑に、年間を通じて安定した取水量を確保することが可能か調査を行い、老原水源地内に新たな井戸を掘れば必要な取水量の確保が可能であるとの調査結果であったとの答弁であった。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決した。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（清原良典） 以上で経済建設常任委員会委員長玉田正典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の認定第6号平成27年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 27年度下水道事業特別会計決算に対し反対討論いたします。

下水道事業は、美しい環境と住民生活において安心・安全を優先する大切な予算です。年々の決算委員会審査により要望、提案がなされ、28年度予算において雨水対策、雨水幹線整備にかかわる調査の運びとなったことは評価しております。決算が終わったからよいのではなく、大切なことは、財政の無駄をなくす、反省に立つ、前向きに考えることであります。

皮革前処理場事業について、いまだ地場産業との理由において処理を行っている問題、現在の機械整備による維持管理、老朽化による長寿命化計画の一環として生污泥搬送事業を行うだけの対策で、本来の削減とはほど遠い話であります。この事業を始めて既に六十数億円という予算を投じ支援を行ってきており、本当にこの事業は地場産業支援だけで済ませる問題でしょうか。

財政上からしても、これから先血税を投入することは問題であります。大切な税の負担、平等性に欠けるものであり、今回子供たちの中学3年生までの医療費無料化事業についても、先ほどから財政的な面からいろいろな意見が飛び交っております。大切な税を投入していることから、早期に解決を講じる必要がある。今以上に県に対しお願いをするか、当然御当地選出のそれぞれ国会、さらには県におられます、そういった方々を通じ、新たな県交付金などで対応していただくか、受益者負担などあらゆる手だてを図り住民の負担を軽減していただくことを私は望み、反対といたします。

○議長（清原良典） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。



本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいですか。

(賛成多数)

○議長(清原良典) 賛成多数です。したがって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、上程中の認定第7号平成27年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(清原良典) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(清原良典) 討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいですか。

(賛成多数)

○議長(清原良典) 賛成多数です。したがって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

暫時休憩します。

(休憩 午前11時55分)

(再開 午前11時55分)

○議長(清原良典) 再開します。

~~~~~

**日程第15 請願第5号 戦争法廃止、立憲主義を守るに関する国会及び政府に対する意見書採択の請願について**

○議長(清原良典) 日程第15、請願第5号戦争法廃止、立憲主義を守るに関する国会及び政府に対する意見書採択の請願についてを議題とします。

上程中の請願については、所管の総務常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の請願に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会副委員長井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 請願審査報告書を読み上げまして報告いたします。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

1、審査した事件。受理番号、請願第5号。付託年月日、平成28年9月2日。件名、戦争法廃止、立憲主義を守るに関する国会及び政府に対する意見書採択の請願について。審査結果、不採択とすべきもの。措置、なし。

2、審査年月日。平成28年9月9日(金) 午前10時から午後2時57分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。平田委員長が紹介議員のため、議事進行を井川副委員長と交代した。その後、紹介議員となった平田議員より請願の理由と趣旨説明を受けた。主な質疑応答は、特になし。賛成討論が平田委員長からあった。

(2) 審査結果は、賛成少数により不採択と決定した。賛成、平田委員長、森田委員。反対、中島委員、首藤委員、吉田正之委員。

以上、報告します。

○議長（清原良典） 以上で総務常任委員会副委員長井川芳昭議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案賛成の方の発言を許します。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 この請願に対し賛成討論させていただきます。

憲法第9条が禁ずる国際紛争のために武力行使を可能とする、まず憲法解釈を180度ひっくり返した立法について、この戦争法が発動されれば日本は海外で戦争する国になる。そのことにより自衛隊は海外で殺し殺される事態が必ず生じることと、そのことについて世論調査では8割の方が政府の説明は不十分であると答えていること。さらには、主権在民と民主主義を壊す暴挙であり、正統性を欠くということで、この請願については賛成をしております。

さらに、多大な問題が指摘され続ける安保法は、海外の戦闘地域に自衛隊を派兵し、アメリカの支援に当たることを可能とするもので、もし攻撃されたら日本が海外の戦争に参加し、日本にテロを呼び込む。首相の判断1つで対テロ戦争参戦への道が開かれてしまい、72年前の戦争の道への反省に立ち、日本は世界に誇れる憲法第9条を持ちながら憲法第9条を壊し、緊急事態条項を加えるなど、内閣は国会によらず法律を出せる、基本的人権も制約を加えるなど、そういった戦争法に対し断じて反対である上で、私はこの請願に対し賛成をいたします。

以上です。

○議長（清原良典） 次に、原案反対の方の発言を許します。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 今回の請願の趣旨、理由を読みまして反対とさせていただきます。

まず1行目に、2015年9月19日、参議院で強行採決された。強行採決の意味が全く不明であります。本来、強行採決というのは、与党側の単独、与党側だけで採決されたということで、今回参議院では、野党3党ですか、加わっての採決であり、これは強行採決とは言えないということになります。

それから、国際紛争解決のための武力行使を可能とするということで、この武力行使についても条件が加わっております。ですから、日本の国の存立を全うするためとか、要は国民の命に及ぶというか、安全性が保障されない場合においてのみ武力行使を限定可能とする、いわゆる専守防衛になるわけですけど。ですから、専守防衛の考え方は以前からの憲法解釈でも認められていることであって、これは憲法違反では現在はありません。

次に、この戦争法が発動されれば日本は海外で戦争する国になるというふうになっておりますが、国会答弁の中で安倍首相は、自衛隊を海外に派遣する際に戦争地域には絶対に派遣しない。

後方支援になるわけでしょうけども、もし自衛隊が派遣された場所が戦争地域に発展する可能性になれば即自衛隊は撤退するというふうに国会を通じて明確に答弁されていることであり、日本は決して海外で戦争する国というふうにはなり得ないということは当然です。

そして、最後の段階で、世論調査でも8割が政府の説明は不十分、これは当然でしょう。なかなか難しい問題ですから、説明が不十分であると考えている人が多いのは事実でした。

次の文言で、全国の人々の強い反対の声と、この文言だけ読みますと、全国の人々の大多数が反対というふうに受け取られがちですが、一部反対の声というふうに理解しています。

国会内の数の力で踏みにじった採決ということで、民主主義の最終的な法案とか、町でいいますと条例の決定は多数決によるわけですから、数の力と言えなくもないですが、多数決による原理によりまして、これは明らかに民主主義の原理でありますので、別にそう正統性を欠くものではないというふうに判断されます。

また最後、記1、2とありますが、立憲主義の原則を堅持し、憲法第9条を守り生かしてくださいと、これは今の政府の立場はこのままでありますので、あえてこれを記す必要はないかなと。また、戦争法というふうに定義すること自体が誤ってるのではないかなと。集団的自衛権を行使するということは基本的には日本の憲法第9条では認められておりませんので、何も戦争法と、そういうふうに定義する必要はないと思いますので、私はこの請願に対して反対とさせていただきます。

○議長（清原良典） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） ないようですので、これで討論を終わります。

これから請願第5号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。よってこの際、原案についてお諮りをいたします。

請願は原案のとおり採決することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいですか。よろしいですか。

（賛成少数）

○議長（清原良典） 賛成少数です。したがって、請願第5号は不採択とすることに決定しました。

~~~~~

#### 日程第16 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長（清原良典） 日程第16、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

以上、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の

継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第5回太子町議会定例会（第464回町議会）を閉会します。

（閉会 午後0時08分）

~~~~~

#### 議長挨拶

○議長（清原良典） 閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る9月1日の招集以来、本日までの26日間でしたが、この間議員各位には一般会計、各特別会計の決算認定を初め条例の改正、各会計の補正予算、人事案件など多数の重要案件をそれぞれ終始熱心に御審議を賜り、本日の閉会に至りました。ここに議員各位の御精励に対し深く敬意をあらわしますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。特に一般会計決算委員会の委員各位には、長時間にわたり精力的に御審議を賜りました御苦労に対して、重ねて謝意をあらわす次第でございます。

また、町長初め町当局各位の議会審議に寄せられました御協力に謝意をあらわしますとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望等につきましては、今後の町政執行の上に十分に反映されますよう強く望むものであります。

そろそろ収穫の季節となつてまいりますが、議員各位にはこの上とも健康に留意されまして、町勢発展のため一層の御精励を賜りますようお願いを申し上げ、まことに簡単措辞ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（服部千秋） 平成28年第5回太子町議会定例会（第464回町議会）が閉会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る9月1日に開会されました今期定例町議会におきまして、同意案件を初めとする各重要案件につきまして慎重なる御審議を賜り、御議決いただきましたことに深く感謝を申し上げます。

御審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映できますよう努力してまいる所存であります。

木々の葉も日ごとに秋色となり、朝夕は涼しさを感じる心地よい季節を迎えました。議員各位におかれましては、御健康に御留意いただき、町政のさらなる振興に一層の御活躍を賜りますようお願い申し上げます、定例町議会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

太子町議会議長 清 原 良 典

署名 議員 中 薮 清 志

署名 議員 堀 卓 史